

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童手当法の規定に基づき、児童手当の認定、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 所得・収入、8 口座番号、9 婚姻
記録範囲	児童手当受給者及びその配偶者、児童手当支給対象児童
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁、民間・私人（本人の同意がある、法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の認定、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 口座番号、10 家族状況、11 親族状況、12 婚姻、13 居住状況
記録範囲	児童扶養手当受給資格者
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	本庄市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定に基づき、ひとり親医療費の受給者証交付、支給、現況届及びその他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 所得・収入、9 課税・納税、10 口座番号、11 家族状況、12 親族状況、13 婚姻、14 居住状況
記録範囲	ひとり親家庭等医療費受給者、及び対象の児童
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備考	令和元年7月1日～独自利用事務による情報連携開始	

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	子ども医療費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	本庄市子ども医療費の支給に関する条例の規定に基づき、子ども医療費の受給者証交付、支給、その他届出に関する事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住所、6 電話番号、7 職業・職歴、8 口座番号
記録範囲	対象の児童および保護者
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁（本人の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考	政令第21条第7項に該当 するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  令和元年7月1日～独自利用事務による情報連携 開始	



様式第2号（第3条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当個人情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別児童扶養手当の認定請求、所得状況届及びその他届出に関する受付事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 家族状況
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者及び対象児童
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 本庄市 総務部 行政管理課
	(所在地) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考	平成29年11月13日～情報連携開始	

様式第2号（第3条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	母子自立支援相談・受給者名簿（教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金事務）
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき、母（父）子家庭自立支援給付金及び母（父）子家庭高等職業訓練促進給付金の支給に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 学業・学歴、5 職業・職歴、6 資格
記録範囲	母（父）子家庭自立支援給付金及び母（父）子家庭高等職業訓練促進給付金の事前相談を受ける者及び申請者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地） 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

様式第2号（第3条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	要保護相談ケース定期チェック票
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	要保護自児童・要支援児童・特定妊婦の適切な保護を図るため、ケース概要や児童の状況等を管理し、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報を共有する。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 小学校名・学年、6 学業・学歴、7 職業・職歴、8 成績・評価、9 所得・収入、10 資産の状況、11 運動能力、12 健康状態、13 家族状況、14 親族状況、15 婚姻、16 趣味・嗜好、17 本人の状況
記録範囲	要保護児童・要支援児童・特定妊婦
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の市の機関、保護者等（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	さいたま地方法務局熊谷支局、埼玉県熊谷児童相談所、埼玉県北部福祉事務所、埼玉県本庄保健所、埼玉県本庄警察署、埼玉県児玉警察署、埼玉県立本庄特別支援学校、本庄市校長会、社団法人本庄市児玉郡医師会、社会福祉法人報徳至誠会（児童養護施設桑梓）本庄市民生委員・児童委員協議会、熊谷人権擁護委員協議会本庄部会、本庄市私立保育園園長会、本庄市私立幼稚園協会

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 本庄市 総務部 行政管理課	
	(所在地) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
備考		

様式第2号（第3条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	養育医療承認台帳
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法の規定に基づき、養育医療の承認、給付、負担金の決定に関する事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日等、3 住所、4 体格・体力
記録範囲	養育医療申請者（未熟児の保護者）、及び対象の乳児
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人</li> <li>・市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）</li> </ul>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考	平成29年7月～情報連携開始(課税状況について情報収集を行い、徴収金の階層を決定し、台帳に記載するが、税額等は台帳に記載しない)	



様式第2号（第3条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	学童保育室入室申込書
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課（前原児童センター・日の出児童センター）
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童健全育成事業に関する条例の規定に基づく学童保育室の入室に係る事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 保険証番号、7 学業・学歴、8 職業・職歴、9 所得・収入、10 課税・納税、11 口座番号、12 健康状態、13 血液型、14 家族状況、15 居住状況
記録範囲	学童保育室入室申込児童、入室申込児童の保護者
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）本庄市 総務部 行政管理課 （所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童センター利用登録申請書
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 子育て支援課（児童センター）
個人情報ファイルの利用目的	児童館ガイドラインに基づき、児童センター利用者を登録しておき、緊急時の連絡等を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 小学校名・学年
記録範囲	児童センター利用者
記録情報の収集方法	・本人 ・乳幼児の場合は保護者（乳幼児の場合、保護者の同意がある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		